

第10期中野区健康福祉審議会 障害部会（第4回）

開催日 令和5年8月15日（火）午後7：00～9：00

開催場所 中野区役所 第8会議室（7階）

出席者

1. 障害部会委員

出席者 小澤 温、伊藤 かおり、中村 敏彦、松田 和也、北垣 倫子
波多江 貴代美、田村 三太

欠席者 上西 陽子

2. 事務局

健康福祉部 障害福祉課長 辻本 将紀

健康福祉部 障害福祉サービス担当課長 大場 大輔

【議 事】

○小澤部会長

定刻になりましたし、本日出席予定の委員の皆様方は出席されていますので、第4回障害部会を開催したいと思います。

そうしましたら最初に資料確認というところから始めていきますか。

その前に連絡事項がございますね。では事務局よりお願いいたします。

○辻本障害福祉課長

本日はお忙しい中ご出席賜りましてありがとうございます。障害福祉課長の辻本よりご案内をさせていただきます。

まず初めに、委員の辞任につきましてご報告をさせていただきます。

公募委員として障害部会の委員を務めてくださっておりました鈴木舞花委員におかれましては、辞任の申出を7月31日付でいただいたところでございます。これにつきましては受理することにいたしまして、鈴木委員の辞任後の席につきましては委員の補充は行わず、1名減のまま障害部会を続けていきたいと考えております。このため障害部会の委員につきましては9名から8名に変更ということでございます。

次に本日の会議につきましては、委員8名のうち過半数の出席が得られておりますので会議は成立しております。

本日は上西委員から欠席のご連絡をいただいております。なお、上西委員からは本日の審議内容に係る意見書をお預かりしてございまして、机上に配付させていただいております。

続きまして本日の資料の確認でございます。

事前にご郵送いたしました資料につきまして、本会議次第の裏面に一式を記載してございますのでご覧いただければと思います。資料につきましては不足の方がいらっしゃいましたらお知らせをいただきたいと思います。

○小澤部会長

ありがとうございました。

ただいま事務報告と、欠席される上西委員からは書面意見ということで、既に机上配付されているかと思っておりますので、こちらに関しましては適宜ご覧になっていただき、場

合によっては関係するところがあればご紹介することもあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そうしましたら早速、今日は2つの議題がございまして、それぞれ説明と意見交換。意見交換の時間をある程度しっかりととることが今日の大きなポイントかと思っております。それぞれ内容に関しましては非常に多岐にわたっている中身が多くなっておりますので、説明のほうはある程度ポイントを絞ってということでございまして、必要に応じて追加説明があるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そうしましたら、最初に議題の1番目「中野区障害者計画における障害者施策の課題と主な取組」ということで、前回に引き続きまして「その2」ということで、本日はまず議題の1番目が「地域生活の継続の支援について」ということでございまして。

最初に事務局にご説明をいただいた上で、意見交換、質疑の時間に入っていきたいと思ひます。

では説明の方よろしくお願ひします。

○辻本障害福祉課長

それでは「地域生活の継続の支援」につきまして、資料1に基づきましてご報告させていただきます。

資料をご覧くださいと存じます。

初めに1ページでございまして、1の「個別サービスについて」ということで、冒頭(1)では「障害福祉サービスの提供」ということで手帳所持者数という表を掲げているところでございまして。ご案内のとおり、手帳所持者の総数でございまして、令和4年度末で13,049人ということでございまして、傾向といたしましては微増ということが言えるのかと思っております。障害別で申しますと、身体障害につきましては微減、また知的障害については微増、精神障害につきましては増といった内容で見取れるという状況でございまして。

次に障害福祉サービス受給者数でございまして。こちらにつきましても微増傾向ということでございました。令和4年度につきましては新型コロナウイルスも小康状態となったということもございまして、若干増えているということがございました。また障害別の状況につきましては身体障害者0.6%減、知的障害者6.4%増となっているところでございまして。手帳と同じ傾向ということでございまして、精神障害者の方につきましては13.2%の増となつてございまして、受給者増の主な要因となっているところでございまして。

次に、障害支援区分認定者数の表をご覧くださいと存じます。認定者数につきましては、障害福祉サービス利用者の増加に比例し、増加している状況が見取れるところでございまして。

続きまして2ページでございまして。

障害支援区分ごとの認定者数は記載のとおりでございまして、障害者総数に占める区分4以上の重度障害者の方の比率につきましては、各年度とも43%から44%で推移している状況でございまして。

続きまして障害支援区分認定者のうち医療的ケアが必要な障害者の方の状況につきましては、表に記載のとおりでございまして。気管切開、中心静脈栄養、経管栄養等、医療的ケアを要する障害者の方は71名、このうち22名の方は施設入所支援など施設入所者であり、49名の方につきましては在宅生活を送っている状況ということでございまして。

また行動障害のある障害者の方の表をご覧くださいと、施設入所者85名、在宅生活者45名という状況でございまして。

続きまして、障害者総合支援法に基づくサービスの延べ利用者数、こちらは記載のとおりでございます。後ほどご確認をいただければと存じます。

3 ページでございますが、主な障害福祉サービスの受給者ということでございまして、大くくりの傾向ということでは、日中活動サービスにつきましては、おおむね安定してご利用いただいている状況というふうに認識してございます。また、共同生活援助につきましては、大半の入居者の方が区外の共同生活援助に入居している実態があるということでございます。

その上で、下のほうの課題ということでございますが、何点か記載をさせていただいております。

まず1点目でございますが、これは既に義務化になっているということでございますけれども、自然災害や感染症発生時に継続してサービス提供できますよう、BCP策定の推進を図る必要があるということが1つの課題であると認識してございます。

また2点目では、共同生活援助の体験利用や短期入所の利便性、対応力の向上等といった側面を拡充する必要があるということでございます。

3点目は短期入所でございます。こちらにつきましてはニーズが高まっているということで、的確に対応する必要があると考えてございます。

4 ページにまいりまして4点目、自立生活援助につきましては、これも推進する必要があります。

また5点目では、日中活動系サービスにつきまして、4点ほど記載をしてございます。

1点目は医療的ケアが必要な障害者の受入れなど、個別性に応じたサービスを提供できる環境を確保することが課題であるということ。さらには放課後等デイサービス利用者の方の卒業後の、いわゆる介護者が不在になったときの夕方の時間の居場所の支援も検討する必要があると考えてございます。また、生活介護や就労継続支援B型における高齢化、重度化の課題への対応。さらには強度行動障害や高次脳機能障害、発達障害者の支援について、関係機関との連携強化など引き続き取り組む必要がある。また「つむぎ」に関しましては、専用の活動スペースの確保などが課題となっているところでございます。

続きまして4ページ下の(2)の「地域生活支援事業の実施」ということで、①「移動支援事業」でございます。サービスの支給量につきましては、申請者からの聞き取り調査や訪問等によりまして、総合的に必要量を勘案し、決定しているところでございます。

次のページをご覧いただきたいと存じます。

中ほどでございますが、支給決定状況と利用実績の表を記載してございます。この表に記載のとおり若干凸凹はあるところでございますが、おおむね増加傾向となっている状況でございます。

その上で、下のほうに課題ということで記載をさせていただいてございます。

まず、ア「サービス提供体制の整備」ということで、利用率6割前後というところでございますが、これにつきましては利用されていない要因などを分析する必要があると考えているところでございます。

また6ページでございますが、通所や通勤などにおいても対象とすべきというような声もありまして、そういった部分を検討する必要があると考えてございます。

また②は「意思疎通支援事業」でございます。

1点目、ア「手話講習会等事業」ということで、これは昭和48年度から実施をしているところでございまして、令和2年には手話言語条例を制定し、取組を強化しているところでございます。実績は表に記載のとおりということでございます。

また、イ「手話通訳者派遣」ということで、これは昭和59年から実施をしているも

のでございまして、実績は記載のとおりでございます。

次の7ページでございます。

ウ「要約筆記者派遣」ということで、平成19年から実施している内容ということでございます。

また、その次のエ「代筆・代読支援者派遣」。これは令和4年3月から実施をしているところでございまして、実績においては記載のとおりでございます。

最後にオでございますが「失語症者向け意思疎通支援者派遣」ということで、今年度から実施をしているところでございまして、来年度からは個人派遣も開始をできればと今、準備を進めているところでございます。

これらの課題ということで、2点ほど記載をしてございます。

1点目は、今後、代筆・代読者などの担い手を増やしていくこと。また、支援の質を高めていくための研修の実施など取り組んでいく必要があるというふうに考えてございます。

2点目でございますが、令和4年5月に施行されました「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づいて、意思疎通支援事業のさらなる充実についても検討する必要があるというところでございます。

次に8ページ(3)「多様化する障害・ニーズへの対応」ということで、何点かご紹介してございます。

①は「重症心身障害(児)者等在宅レスパイト事業」でございます。前回も大場課長のほうからご報告をさせていただいているところでございます。課題につきましては、利用者の方が増加傾向にあることから、今後さらに都や他自治体の動向を踏まえながら関係部署との連携を深め、利用者の声を反映した施策展開が必要であると考えてございます。

また②でございますが、「医療的ケアが必要な方への支援」ということで、東京都重症心身障害(児)者通所事業、さらには今のレスパイト事業でございますとか「中野区障害者短期入所医療的ケア実施事業」などにつきましても今、取り組んでいるところでございます。

これらの課題ということで、8ページの下のほうに記載してございます。

まず1点目、ア「短期入所等における受入れの拡充」ということで、人材確保または対象施設を増やすなど対策を継続していく必要があると考えてございます。

次のページでございますが、いわゆる「歩ける医療的ケア児」の受入れにつきましてもニーズに対応していく必要があるというふうに考えてございます。

③「日中活動系サービスへのニーズの変化」ということでございまして、学校卒業後、通所事業所を利用する場合も原則的に移動支援を利用することができなくなってしまうと。通所サービスから帰宅後、支援者が不在となってしまうなど課題があるということで、これらに対応していく必要があると考えてございます。

課題ということで9ページ、中ほどのところでございますが、1点目、アは「通所後の活動を支援するサービスとしての移動支援の活用の検討」でございます。日中活動の通所後の活動の受け皿といたしまして、移動支援事業が活用される傾向が次第に高まっているというふうに認識してございます。グループ支援型の移動支援サービスなどの検討を行う必要があると考えているところでございます。

またイでは「日中活動系サービス利用後の居場所(タイムケア事業の実施)」いうことで記載をさせていただいております。重度障害者の方の居場所として実施が伸びている状況にございます。こういったことに対応していく必要があるということでございます。

10ページでございますけれども、事業所におきましては、タイムケア事業において

従事者の確保が課題となっており、居場所の確保について引き続き検討する必要があると認識してございます。

次に10ページの2でございますけれども、「相談支援体制の充実・強化について」でございます。

中野区の障害者相談支援体制につきましては、10ページの下の方のとおりでございます。4か所のすこやか障害者相談支援事業所のほか、せせらぎ・つむぎ、ippukuなどで構成しているところでございます。それぞれ連携を図りまして相談の強化に努めているところでございます。

11ページをご覧くださいと存じます。

(2)「総合的・専門的な相談支援」ということで、総合相談体制さらには専門相談の実施ということで記載のとおりの実績となっております。

また(3)では「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者の方への支援」ということで、人材育成等を通じて支援体制の整備を図っているところでございます。

(4)は「依存症対策の推進」でございます。すこやか福祉センターにおきましては専門医師による予約制の相談を行うなど取り組んでいるところでございます。

また(5)は「地域の相談支援体制の強化」ということで、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言ということで、中野区相談支援専門員ハンドブックの作成、配布等に取り組んでいるところでございます。

12ページでございますが、②「地域の相談支援事業者の人材育成」ということで記載のとおり取り組んでいるところでございます。

③では「地域の相談機関との連携」ということで、相談支援機関会議などを実施したところでございます。

(6)は「第6期障害福祉計画における成果目標」として掲げた内容ということでございます。後ほどお読み取りいただければと思います。

続きまして13ページ、3「福祉人材の確保・育成」ということで、中野区内の障害福祉サービス事業所について記載をさせていただいてございます。

14ページでは、(1)「福祉人材の確保」ということで、障害の重度化や高齢化が進む中、安定的に障害福祉サービスを提供していくため、その担い手の確保について様々取り組んでいるところでございます。記載につきましては介護職の離職率など、厳しい状況となっている内容を記載しているところでございます。引き続き、福祉人材の確保のため対策の充実を図る必要があると考えてございます。

(2)は「福祉人材の育成」でございます。これまでも「障害福祉サービス従事者人材育成研修」ということで取り組んでまいりましたが、本年度からサービスの提供に関わる支援者、さらに事業者に対する研修事業を委託いたしまして、現場の声を収集した上で、よりスキルアップにつながるような研修を実施するということで現在、取り組んでいるところでございます。

(3)は「障害福祉サービスの質の向上」でございます。自立支援協議会に事業者連絡会を設置いたしまして、連携や情報交換、研修事業などを企画実施しているところでございます。今後も質の向上を図るため、取組を進めていく必要があると考えてございます。

15ページでございます。

(4)「第6期障害福祉計画における成果目標」につきましてはお読み取りをいただければと存じます。

最後に、4の「地域共生社会の実現に向けた取組」でございます。中野区におきましては「地域包括ケア総合アクションプラン」を令和4年3月に策定し、取り組んでいるところでございます。(2)は構成要素ということで記載のとおりでございます、(3)

の「課題及び今後の方向性」ということで、るる記載をしてございますけれども、包括的相談支援体制の整備・強化が1つの方向性ということと、16ページでは居場所づくりや就労支援などの社会参加の支援などを推進していく。さらには国が開始した重層的支援体制整備事業との整合性を図りながら体制整備を進める必要があるとしているところでございます。

雑駁でございますが説明につきましては以上でございます。

○小澤部会長

ありがとうございました。

そうしましたら、1番の議題は「地域生活の継続の支援について」ということで、内容的には1番から4番と、多岐にわたっております。これに関しまして質疑の時間ということで、おおむね25分か30分ぐらいの時間はとれる形で用意しておりますので、いろいろな角度でここに出ていることも、あるいはこれに関係することも含めて、質問や意見あるいは必要な情報提供がありましたら、いただけたらありがたいと思います。

いかがでしょうか。

○伊藤委員

質問1点と意見を1点でお願いいたします。

1番の「個別サービスについて」の(1)「障害福祉サービスの提供」ということで、手帳所持の方の人数の推移なのですが、身体障害の方が令和元年度は8,185人で、令和4年度になると7,872人というところでは、結構減っている数が多いのかなと思うのですが、これはこういった推移なのでしょうか。

もう1点は、意見に近いと思うのですが、支えてくださる方の研修等をたくさんされているわけなのですが、この研修をされた方の人数はたくさん記載があるのですが、こういった方たちがどこかに登録などをして、その方たちを活用するような取組というのはどのようになっているのか。またそれが、プールしているなり、登録して下さっているものが何かあるのであれば、その人数とか、実際にどのように活躍して下さっているのかとか、そういった実際につながるところの人数とかその取組について伺いできたらなと思います。

以上です。

○小澤部会長

ご質問ですので、事務局の方よろしく申し上げます。

○辻本障害福祉課長

まず1点目の身体の障害について。これは実態ということで、内部障害、いわゆる内臓の障害ですとかそういった障害をお持ちの方については増えている実態があるということなのですが、一方、肢体不自由障害の方については減っているような状況ということです。これは私見ですが、医学の発達というものもあって、さらにはサービスの内容を勘案して、障害申請される方が色々とご判断されて、結果としてこのようになっているのかと思います。

次に2点目ということで、先ほど委員から研修の人数ということで、これはいわゆる手話通訳とか、そういうことをおっしゃっているのでしょうか。

○伊藤委員

福祉人材の確保ということで手話通訳もそうですし、そのほかたくさん研修は組まれ

ているのだけれども、実際にその方たちを人材として活用できるようなシステムとか、実際にどこかに登録していただいているのであれば、実際に登録してくださっている人数がどうなっているのかとか、それがどのように回っているのか。取組自体は分かるのですけれど、それが実際にはどんなふうになっているのかと思ったものですから。

○辻本障害福祉課長

手話通訳者とか、例えば失語症者向け意思疎通支援者につきましては、受講後、区に登録をいただいて、そういった事業に従事していただくような部分がございます。福祉人材の育成ということで取り組んでいる内容につきましては、事業所さんへの支援ということで、その事業所に従事しいろいろご活躍いただくようなことを想定しており、そういう意味では区全体の事業所の質の向上ですとか、サービスの向上に貢献をしているものと思っております。

それら福祉人材の育成については区としても強化をしていきたいということで、先ほどもご案内申し上げたのですけれども、民間の実績のある事業者さんに委託をしまして、こういったものが各事業所において求められているのか。そんなこともまずはニーズ調査をした上で、どのような研修にしていくかということを含め検討していくことも考えてございまして、この部分については区としても力を入れていきたいと考えているところでございます。

○小澤部会長

よろしいでしょうか。

法定研修以上にプラスアルファの研修を中野区はたくさんおやりになっているので、要するにそのフォローをどうされているかということかなと思って聞いていたのですけれども。受講者はその後どういうふうに区内で活躍しているのか。法定研修以外でもこんなに一生懸命やっているというのは私もよく分かりましたが、要はこれをどういうふうに評価するかという。そのあたりが例えばよく参加者アンケートでの評価もありますし、それからその後のフォローアップもあるし、場合によってはその後具体的にどう生かしているかとか。そういった情報が入るとさらにいいかなということかなと思って聞いていたのです。要するに研修をやりっぱなしではなくて、その結果がもしデータがあればそれが一番、ありがたい話かと思います。

○辻本障害福祉課長

これまでもアンケート等はとっているということでございまして、今年度から委託をするということで今いただいたご意見を生かしながら、こういった形がとれるか検討していきたいと思っております。

○小澤部会長

よろしいでしょうか。

そうしましたらほかにいかがでしょうか。

それから先ほどの1点目の話を私も。これは実は生活しづらさ調査の経年変化を見ていくと全国データでも身体障害者手帳所持者が減っているのですよね。それはなぜかというのは、色々な理由が想定されているのです。だから中野区だけではなくて全国的にもこの傾向は存在していて、色々なことが考えられるのです。ただ、それ以上は全部推測でしかないのので何とも言えないというのが1つと、全国的に見ると知的障害の方はもうちょっと増えている感じなのですね。だからそれぞれの障害によってかなり異なっているというのは確かなのです。理由がなかなか推測の域を出ないという感じです。

○大場障害福祉サービス担当課長

補足いたします。今、委員がおっしゃった知的障害に関して、令和４年度版の内閣府が出している障害者白書で、知的障害者の推移を見ると、２０１１年と比べると約３４万人増加しているというデータがございます。こちらに関しては新たに知的障害が生じるものではなかったり、身体障害のように人口の高齢化の影響を大きく受けることはないと言われていて、また、知的障害に対する認知度が高くなっているところで療育手帳取得者の増加が１つではないかと言われております。全国的にも知的障害の方の手帳は増えていますし、第２回障害部会のところで、私のほうから報告させていただいた１８歳未満の愛の手帳と療育手帳の部分も増加しているという状況がございます。

○小澤部会長

ありがとうございました。

そういう傾向があるということがあった上で、多分計画策定になっていくということかと思います。

ほかにいかがでしょうか。松田委員よろしくお願いします。

○松田委員

説明をさせていただきたいところと、それについての感想を話させていただきたいと思いますけれども、１１ページの（２）の②「専門相談の実施」というところになります。

私が今勤めているところが、障害者地域自立生活支援センター「つむぎ」というところになるので、そこのお話をさせていただけると。

ここに書いてあるように、平成２６年からこのつむぎに対して、発達障害と高次脳機能障害の専門相談の窓口を置いていただいたのですね。本来つむぎというのは、知的と身体の方たちの相談窓口になっているところです。そこでこの２つの障害の相談を受けているのですが、大体４、５００ぐらいが年間のペースとなっています。追加された専門相談はどのぐらいやっているかという、これは枠外となっていて、年間で７６件なのですね。年間７６件に対して大体発達障害だと５４１、高次脳機能障害だと４１４となっていて、この差はもともとつむぎで働いている職員のほうが受け持つことになっています。平成２６年から９年経つというところで、この発達障害の専門相談、高次脳機能障害の専門相談が月６件という枠でいいのかというのを、感想として述べさせていただきたいと思っています。もちろん４ページのほうで、つむぎの専門の活動スペース、相談のスペースにもなると思いますが、こういったことで徐々に解決していくことかと思いますが、現状として、そういうことがあるということもちょっとお話しさせていただきました。

○小澤部会長

私のほうで今の話を確認したいのですが、月６件というのは、それを算出根拠にした予算枠という理解でよろしいですか。

○松田委員

専門相談についてはそういうことになっております。

○小澤部会長

つまり、年間７６の予算枠であるけれど、実績値は５４１という、そういう理解でよ

ろしいですか。要するにあまりにも違いすぎるという。

○松田委員

そうです。

○小澤部会長

普通に考えるとあまりにも予算が足りなさすぎるというふうに聞こえてしまうのですが、そういう理解でよろしいですか。少なくともそういうこととは関係なく単なる数字の、実績値の意味なのですか。

○松田委員

つむぎというものがもともと委託で行われていて、予算が普通に入っているのですね。そこに職員は配置されていません。そこはそこでお給料をもらっていますので、予算をもらっていますので、その余ってしまった分、76を引いた残りの部分というのは、こちらのほうで受け答えをしていくことになるということです。

○小澤部会長

普通、算出根拠って仮に委託でもしますよね。76が算出根拠になっているけれど結果541というのは、大変なことになっているのなというふうにも聞こえます。

○松田委員

今のような説明で合っているのですかね。

○小澤部会長

私が知りたかったのは、要するに人件費をどうやって算出しているのだという話です。そうでないと、この76が妥当な数字か否かが分からない。76というのが積算根拠になっている話なのか、そうではなくて、76というのはどういう数字なのかというのがなかなか。本来だったら76と想定して541というのはあまりの見込み違いです。

○松田委員

正確には、月6件なので年間72です。

○小澤部会長

でもあまりにも見込み違いですよ。つまり今のご意見は、見込み違いを是正しろということなのか。これは計画策定の議論だから、見込み違いを実績値に合わせるべきだという話なのか。それは予算が絡む話なのか絡まない話なのか、ちょっと事務局のほうに確認したいと思うのですが、いかがでしょうか。

○辻本障害福祉課長

松田委員もご案内のとおり、これは専門相談と一般相談を含めた数値なので、そういう意味では今、小澤部会長にご指摘いただきました、一般相談も含めてトータルで人員措置をしている。そのような考え方でございます。

ただ、つむぎにおきましては自立支援セミナーや理解促進セミナー、ほかにも事業を展開していただいているところでございます。総合的に拡充するためにどういう手立てが必要なのか、今後も協議を重ねていきたいというふうには思っております。

○小澤部会長

聞き方によるのですけれど、要するに本来、例えば月6件という想定見込み数が、相応な見込みが変わっていると。だとすると、委託でもその業務にかなりの時間がとられるから、ほかの業務を圧迫するであろうとか。委託といえども、やっぱり何らかの予算を計算するわけですよね。だから、そういったいろいろな波及効果が出るのではないかというのも今お話を聞きながら思いました。要するにこれだけ人の支援のほうに時間が割かれれば、ほかのことは多分やれなくなるだろうとか、そういうことを考えると、今の松田委員のご意見はつむぎをどう見直すかという話とも関係する話だと思うのです。それは、そう理解してよろしいのでしょうか。実情報告と受け止めてよろしいのでしょうか。

○松田委員

そうですね、実情報告ということでお願いします。

委託なので、この場でこういったことを言うのがいいのかどうかちょっと分からないのですけれども。例えば400とか500の内容もちょっと精査をしていかなければいけないと思うのです。これ「人」と書いていますけれども、延べの人数になりますし、その内容というのは、専門相談はすごくしっかりとした1時間の面接、カウンセリングのようなことをしておりますので、それとはまた違う形、例えば1回20分とか15分のご相談や電話相談でも、もちろんカウントに上がってきておりますので、そういったことでは精査は必要になると思っております。

○小澤部会長

ありがとうございました。

委託相談とか基幹相談とかは、どのぐらいの見込みの予算にするかというのは結構難しいところだと思うのですけれど、一応いろいろとご検討していただいて。ただ少なくともこの数字と今の月6件見込みというのは、一応委託における条件としての定められた数字とは相当な乖離があるという理解でよろしいですね。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

なかなか計画相談とその他の相談となっているのって、必ずこれは市町村レベルだと課題になる話の1つだったものですから、なるほどと思って聞いていました。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。北垣委員よろしくお願いします。

○北垣委員

1の(3)の「多様化する障害・ニーズへの対応」の③のところです。

③の日中活動系サービスの課題として「通所後の活動を支援するサービスとして移動支援の活用の検討」とありますが、上西委員の①にもあるように、実際にヘルパー不足で私のところも計画相談で、やはりヘルパーさんを探してほしいという意見がある中、なかなか通学等支援の利用者の方のヘルパーさんを探せない状況でもあります。

また退院ケアとかも、通所事業所の方から聞くと、上西さんのところにもあるのですけれどやはり職員のシフトを調整するとか、今、福祉人材が本当に不足の中なかなか厳しいというふうな話を伺っています。

中野区地域活動センターというのが知的や身体の方の方向けのがないのですけれども、例えばそういう居場所にもなるかとは思っているのですけれども、私が他区で働いていたときはB型とかの通所が終わった後にそちらのほうに行っていたいて、そこは7時ぐらいまで大体やっているの、そこで過ごされている方がいたりとか、あと移動支援の方とかと

も寒い時期とか暑い時期とかに外を回るのはなくて、そこでちょっと活動ができたりとか、通所に自分で行ける方とかは終わってから行ったりということで、何かそういう場所をつくる予定とかというのはあるのでしょうか。これだけ課題が出ているのですけれども、実際にいないヘルパーさんの移動支援という形になるよりも、そういう遅い時間帯までやっている地域活動支援センターとかを、中野区は精神のせせらぎさんしかないので、ほかの障害の方向けのをつくる予定とかはないのでしょうか。

○小澤部会長

ご質問とご意見でもありましたけれどよろしくお願いします。

○大場障害福祉サービス担当課長

今、北垣委員からお話ありました日中活動系サービスの終わった後の活動とか移動支援のあり方など、いろいろと課題がある中で9ページの課題のアところに書いてあるように、まずそのニーズの変化に関しては、今行っている移動支援が個別型であるのでグループ支援型の移動支援というのが1つの方法としてもありなのかなと思っております。実際に23区中、5区で行っているので、そういったことも1つ検討としてあるのかなと思っています。

ただ、上西委員からご指摘のとおり、やはり人材不足があり、区がそこをお金で補填すればいいのかというだけの問題ではないと考えております。

これからは、障害のある方のご家族の方が働いているため、夕方のタイムケアだけではなかなか難しいのかなと認識しております。また、若者支援というところにつながっていくのかなと思うと、障害だけの話ではなくて中野区としてそこをどういうふうに展開していくのかということに関しては、まだ検討ができていないところではあるので、今後課題として検討が必要だと認識しております。

○小澤部会長

いかがでしょうか。一応課題のところに提案も一部入っておりますので、そういった提案も含めて対応を検討するという事で、グループ支援型移動の話とか、その他一定程度生活介護事業所の引き続き見守りの話とかという提案も入っておりますので、そのあたりも含めて今度の計画にどう入れ込むかという話だと思いますが、よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。この部分に関しまして何かございますでしょうか。そうしましたらもう1つ議題がありまして、そちらの説明も含めて両方合わせてという形で質疑もとりたいと思いますので、今の議題も含めて最後はいろいろご質問、ご意見をいただきたいと思います。

もう1つありますので次の議題に入りたいと思います。

「入所施設等から地域生活への移行促進と定着支援について」という2つ目の議題でございます。こちらに関しましては、先ほどと同様にポイントを絞っていただいて、その上で事務局の説明をしていただき、その後質疑の時間を、先ほどと同様に一定程度時間をとらせていただきたいと思います。

では事務局の方よろしくお願いします。

○辻本障害福祉課長

それでは「入所施設等からの地域生活への移行促進と定着支援」につきまして資料2をご覧くださいと思います。

初めに1ページをお開きいただきまして、1「施設入所者の地域生活への移行」で

ざいます。

(1)は「第6期障害福祉計画成果目標」ということでお読み取りいただければと思います。

(2)は「中野区における施設入所者の地域移行者数の推移」でございます。ご覧をいただきまして現在、地域移行者数4名ということで成果目標を大きく下回っている状況でございます。中身としまして、地域移行先はグループホームが1名、在宅が3名という状況になってございます。

(3)でございますが「施設入所者の推移」でございます。こちらでも減少傾向にあるのですけれども、地域移行による減少ではなく入居者の高齢化、重度化などによる長期入院や死亡による退所者や介護保険施設への移行といった理由による入所者減となっているというふうに見ております。

(4)は「入所施設の状況」ということで、年齢階層を記載してございます。本年3月末現在でございますが51.5歳ということで、高齢化の傾向が続いているものと考えてございます。

2ページ②は「障害支援区分別」の帯グラフでございますが、こちらをご覧いただきましてもやはり障害の重度化が進んでいる傾向が見て取れるものと思っております。

③は「入所者の施設所在地」でございます。区内53人に対しまして都内51人、都外75人という内容となっております。

(5)は「中野区における入所施設からの地域移行の現状」ということでございます。先ほども申しました6月末現在で4人ということなのですが、原因は先ほどと重なりますが、高齢化、重度化が進むとともに入所期間が長期化していることも要因ではないか。さらには高齢化に伴う入所者の身体状況の悪化や老化、早期退行などのケースによりまして介護保険施設などへ移行するケースも1つの理由であるということで記載してございます。

2ページ一番下(6)は「第6期障害福祉計画における施設入所者の地域移行成果目標」でございます。3ページにかけまして記載してございますので、後ほどお読み取りいただければと思います。

3ページの2は「精神障害者の地域移行支援について」ということで、(1)は「中野区における精神科入院患者の状況と第6期障害福祉計画の成果目標」でございます。

③では「主な病院所在地と入院患者数」でございます。記載のとおり状況となっております。

また④は「東京都が定める『第6期東京都障害福祉計画』における中野区の基盤整備量」ということで、81人ということなのですが、現状、⑤では令和4年度退院者数7名という結果になっているということでございます。

⑥「第6期障害福祉計画中の精神障害者の退院者数」ですけれども、これは本年7月末現在19名となっております。

4ページに参りまして⑦は中野区障害者計画における成果目標等でございます。記載のとおりでございます。

(2)は「中野区における精神科入院患者の地域移行に係る取組」ということで、①は「地域相談支援事業」ということで、記載のとおり、現状ではせせらぎにおきまして地域移行支援、地域定着支援につきまして相談をお受けしているといった実態にございます。

以下②から⑤につきましては、その他の取組ということで、現在区内において取り組んでいる事業を紹介しているところでございます。

続きまして5ページでございますが、「精神障害者の地域移行と退院後の支援」ということでお示ししている図がございます。これまで医療機関からの相談依頼によりまし

て地域への移行を支援するケースが多かったところがございますけれども、地域移行をより推進するためにも医療機関に対し積極的にアプローチをし、入院患者の実態把握から退院意欲の喚起、アセスメントなどを行いまして法定給付の地域移行支援に結び付ける「地域移行プレ事業」を平成31年度より創設、地域移行支援体制の強化を図っているところがございます。新型コロナウイルスなどによりまして、訪問が制限されるといったことがございましたけれども、改めて入院患者の実態アンケートなどを行うなど取り組んでいるところがございます。

5 ページの下の方(3)は「地域生活を支える体制整備」ということで、①では「精神障害者の共同生活援助利用状況」でございます。

6 ページでは②「障害別グループホーム入居者数」ということで記載のとおりでございます。一番左側が区内の状況で108名の方が入居しているということでございます。住み慣れた地域に地域移行を果たし生活を継続するためにも、入院中の精神障害者の地域移行後に共同生活援助の利用が見込まれる方の数を勘案しまして、生活基盤の整備を進める必要があると考えてございます。

6 ページの3は「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築への取り組み」ということで、具体的な取組は(2)に記載のとおりでございます。

続きまして7 ページでございます。

(3)は「精神障害者の地域生活の維持に係るサービスの利用状況」ということで、①から③まで記載しているところがございます。

(4)は「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築の現状」ということでございまして、中野区におきましては令和元年11月に「中野区地域精神保健連絡協議会」を発足させたところがございます。保健・医療・福祉関係機関の皆様にご参画をいただいているということで、新型コロナで中断した側面はありますけれども、今後推進を図るということで、今進めているところがございます。

(5)は「国が指針に示す第6期障害福祉計画における成果目標」でございます。後ほどお読み取りいただければと存じます。

8 ページ、4は「障害者の地域生活の支援」ということで、(1)「地域生活支援拠点の設置」ということでございます。病院訪問あるいは地域移行プレ事業等の実績を記載しているところがございます。後ほどお読み取りいただければと存じます。

9 ページは、まず、「多機能拠点としての地域生活支援拠点イメージ」ということでございまして、イメージ図でございます。

(2)は「身体、知的障害者を対象とした地域生活支援拠点の整備」ということで、こちらにつきましても、前々回大場課長から報告がありました江古田三丁目重度障害者グループホーム等に身体障害、知的障害を対象とした地域生活拠点を併設する予定ということで考えているところがございます。

10 ページは「面的整備のイメージ」ということでございます。

(3)は「地域生活支援拠点をめぐる今後の課題」ということでございます。設置済みの精神障害者地域生活支援拠点につきましては事業のPRを行い地域生活支援拠点の機能などの周知を図っているところがございます。また運営状況を自立支援協議会に報告、機能充実のための検討などを行っていく必要があると考えてございます。

(4)は「第6期障害福祉計画における成果目標」でございます。記載のとおりの内容ということで、7名の方の実績を参考資料という事で11ページにかけまして記載しているところがございます。後ほどお読み取りいただければと存じます。

雑駁ですが説明は以上でございます。

○小澤部会長

ありがとうございました。

2 番目の議題はまさに「入所施設から地域生活への移行促進」ということと「定着支援」ということで、1 番から 4 番が関連する内容ということでこちらのほうも、関連する内容を含めると結構幅広い中身になっておりますので、様々な角度からご意見やご質問をいただければと思います。先ほどの話とも関係する話もあるかもしれませんので、その場合は先ほどの議題 1 も含めてのご意見、ご質問でもいいかと思います。

こちらのほうも先ほどと同様に 30 分弱ぐらいの時間をとらせていただきたいと思います。

いかがでしょうか。どうぞ、松田委員。

○松田委員

先ほどつむぎの知的障害の方の相談窓口ということもありますので、質問をさせていただきたいと思います。

2 ページ目(5)「中野区における入所施設からの地域移行の現状」というところを中心に、ここでは 2 つほどご質問させていただきたいと思います。

現状で戻ってこられた方が計 4 名ぐらいということで、あまりいい数字ではないなと思っています。これに対してなのですけれども、私のところで精神障害の方の地域移行もやっているのですけれども、精神障害の地域移行支援の事業というのがありまして、それを使って戻しているわけなのです。知的障害の場合というのは、こういった事業を使ったり制度を使ったりしながらの地域移行の実績というのがあるのかどうかというのを 1 つ知りたいのと。

もう 1 つ、この現状のまとめの部分なのですけれども、これは簡単に言うと現在も地域移行を検討しているケースが見当たらないということと、もう 1 つが、実態調査からも今の施設が一番適切である、地域移行不要であるということが書かれていまして、このままだと地域移行を希望する方がいないから地域移行する人がいないのだというふうに捉えられなくもないと思っています。

そして、昔のことを思い出したときに、この実態調査の結果というのは、地域移行不要というよりも、地域でも居住型というのがあったら戻したいというのが一番だったような気がするのです。それを素直に書いていくと、ここではやはり地域のグループホームや、そういった居住の場が少ないというのが書かれるべきなのではないかなと思っています。

○小澤部会長

ありがとうございました。

これに関しましてはいかがでしょうか。事務局のほうよろしくお願いいたします。

○辻本障害福祉課長

まず 1 点目ですけれども、区内の法人でありますが愛成会さんが都の地域移行コーディネーター事業として施設からの地域移行の支援機関として現在取り組んでいるというふうに聞いてございます。

2 点目ですけれども、記載している平成 30 年度の実態調査というのは施設向けに調査した内容でございまして、ただいま松田委員がおっしゃいました、実際の障害者の方への聞き取りのお答えは確かに地域のグループホームといった要望があったというふうに思うのですが、そういったことによる内容ということでございます。いずれにしても施設側のご意見、また障害当事者の方のご意見、家族のご意見なども踏まえて適切に対応する必要があるというふうには認識しているところでございます。

○小澤部会長

ということですが、これは第6期の話なのですけれど、次の第7期は数字がさらに上がりますでしょ。だから、この実績値と次の目標値がまた大きな乖離が出てくることは必須なので、このあたりはどういうふうに現状を認識するかというのは結構重要な話かなと思って聞いておりましたので、ぜひ地域の資源の話をどう考えるとか、それも非常に大事な話だと思いますのでぜひご検討していただけたらと思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、伊藤委員。

○伊藤委員

私も現状認識というところでは重要だなと考えていました。東京都が定めるところで81人。さらにまたということになるとちょっと現状との乖離がと思いつつ、8ページの4「障害者の地域生活の支援」というところで、地域生活支援拠点の活動状況ということで、相談件数が令和2年535件で、4年度になって384件で減少していますが、これはどう考えたらいいのだろうという。こういう相談もないということはやはりなかなか地域移行には進んではいけないのではないかと思います。いろいろな循環をどう考えるべきなのかなと、何をどう質問していいか、何が不足しているのか分からないのですが、どう考えていくものなのかなというふうにちょっと思いました。感想に近いのですが。

○小澤部会長

まず、事実確認の質問かとも思いますので、この8ページの相談件数のことに関して、何か事務局のほうで把握していることはありますでしょうか。

○辻本障害福祉課長

やはりコロナのことがあったということで、入院訪問もなかなかうまくいかなかったことがあったということでございます。コロナ前につきましては病院や家族から退院の相談等は多かったということで、病院へ入れなかったことが、やはり非常に大きな要因と思っております。

ただ一方で病院訪問件数が上がっていたり、プレ事業の実施も精力的に行っていたている。さらに緊急一時保護などにも取り組んでいるところでございまして、コロナ禍ではありましたけれどもかなり精力的に取り組んでいるということはあったというふうには認識しております。

○小澤部会長

ということで、コロナの影響があるというのが1つということですし、今度の第7期計画のときに、コロナの影響がなくなるという前提でどのような数字とか実績を目標に考えたらいいのかというのは、また別の問題として出てくるかと思えます。

あとやはりこれもコロナの影響と思われますが、7ページに出てくる地域定着支援にしても、あるいは自立生活援助にしても、正直言うと、ほぼ1人とか0人とかという状態なので、これも一応、国のサービス制度上の事業者が存在して支給決定を受けるのですけれども、もはや制度として機能しているとは全然思えない数字になっていて。そういったことを考えると、確かにコロナだけが原因なのかなという以上に何かもっと根深い深刻な課題が潜んでいるとしか思えないというのがこの数字から読み取れるので、これもぜひともいろいろと検討していただく必要があるかなと思っている次第です。

松田委員何かありますか。

○松田委員

今の連動してなのですけれども、この地域移行というのもプレ事業というのも私の事業所で、今度はせせらぎという区内の事業所になるのですけれども、そこでやっているものになります。

地域移行のプレ事業のところでちょっと補足をさせていただくと、例えば今現在、地域移行もしくは病院のほうから退院したいと思えるような人、もしくは退院したと言っているような人がいるのですけれどもということで問合せが入っている部分。i p p u k uというのはプレ事業なので、そういうのを掘り起こす仕事なので、そこに全部かかってくるわけですけれども、現在9名にそういう声がかかっています。それに対してせせらぎで、地域移行で動いているスタッフが1人。そして年間でやれるのが恐らく5名ぐらいではないかというふうに考えているところで、もう9名に対して5名というのはいきなり取り残しがいっぱい出てくるという数字になっています。

一方で地域移行を制度としてやっているところは、ここに書いてあるように4ページの(2)のところに6か所ありますけれども、実際は、せせらぎだけがやっていて、ほかのところは地域定着を含めて、一般相談支援事業というのはやっていないというところがあるのです。ここの体制というのを考えていかないと、絶対に達成できない目標だと現状では思っています。以上です。

○小澤部会長

ありがとうございました。

私が今の説明で確認したいのは4ページの(2)番の①というところで、これを見ると「地域相談支援事業」という名称で、普通の理解だと6か所ですよね。ただ、今の説明では実質的には1番目のせせらぎのみというふうに聞こえてしまったのですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○松田委員

実際にはやっていない。

○小澤部会長

そういう解釈でよろしいのですよね。要するにこの表を素直に見ると、区内には6か所あるなとしか理解しようがないのですけれども、確かに指定を受けていても実質やらないという選択肢もあり得ると思うのですけれども。そういう意味合いで今のご説明を聞くと実質1か所であるというふうに理解してよろしいでしょうか。

事務局はこれに関していかがですか。

○辻本障害福祉課長

当初この4か所のすこやか障害者相談支援事業所におきましても、そういった事業を行う考えがあった時期はあったのですが、今のところ松田委員がおっしゃるように、せせらぎ1か所で推移しているということでございます。

先ほど課題であるということで、松田委員からもご紹介をいただいたのですけれども、5ページにも記載させていただいているのですが、今後重層的な支援体制といったものも区としても強化しているところでございまして、関係機関との連携を図るためにはどういった体制の強化が必要なのかということとは大きな課題だと思っております、相談支援事業所のあり方も1つであるというふうに認識しているところでございます。

○小澤部会長

確かに今４ページの下を読んだら、松田委員のおっしゃるとおりのことが書いてあるので、それは本当なのだと改めて見たのですけれど、通常そうだとしたらその原因って、すごく深刻な気がするのですよ。だって地域相談支援事業って指定を受けているわけですよ。だからこの表がつくられたのですよね。指定を受けているけれど「のみ」ですというのは、これは、そうするとやれない理由がどこにあるのかという話になってくるわけですよ。

要するに一般区民の感覚で、先入観なしでただこの表だけ見ていくと、これはやはりちゃんと説明しないと区民向けには全然説明にならないですよ。事業所として指定を受けています。ただやらないのですというのは一体。それはニーズがないからやらないのか、あるいはやりたくてもスタッフがいないからやれないのか。いろいろな理由が考えられると思うのですよね。あるいは採算がとれっこないからやらないのか。でもそうだとしたら何で指定を受けたのかという話になってくるし、これは公にするにしてはちょっと不思議な表ですよ。

いかがなのでしょう。少なくともこの資料に載っているということは公にされるわけですから、そこは区のほうも考えられたほうがいいのではないですか。要するに説明をつけて出さなければいけないのではないですか。

○辻本障害福祉課長

区民の方に誤解を与える可能性のある部分があるというご指摘をいただいたので、検討させていただきたいと存じます。

○小澤部会長

別に区民向けでなくて、この地域相談支援事業所として指定を受けているけれど、やらない理由があるのだとしたらそれをきっちり分析しないと、今度第７期はもっと高い数字が出ますので。要するにこの数値目標、もっと上がりますので。だから今、松田委員が最後におっしゃったようにできっこない体制だとはっきり宣言しているのだとしたら、次の計画に書きようがなくなってきますよね。やはりできることを書かなければいけないから、それは結構深刻な問題です。「深刻な」というのは、少なくとも計画策定上においても非常に深刻な話なので、ここはしっかりと検討していただく必要があるかなと思って聞いておりました。

よろしいでしょうか。どうぞ、北垣委員。

○北垣委員

相談支援の一般相談支援事業所が実際にどう活動できるかというところは、今後検討していただくことが必要なのかなと思うのと同時に、相談支援員がいたとしても、この一番初めのほうのところでもあるように、共同生活援助、入院していた方が地域に移るときに、結局は、ずっと何年も入院していた方が「はい、１人で暮らさない」と言われても、現実的には難しいというところで、その受け皿、グループホームとか、社会資源がない限り実際移行もできないと思うのです。

中野区の場合、１番のほうの地域生活の継続の支援についてのところでも、知的障害の方も区外の共同生活援助が、区内と区外というものの人数があったり、もう少し区内にそういう、先ほどからのものですが社会資源が少ないというところで、どういうふうに実際につくっていくとかという。グループホームを、放課後等デイサービスとかは前回、幾つ増やすとかそういう目安とかありましたけれども、ここも同じで、地域共同生活援助とかの事業というか場所を増やしていかないと、結局は「相談を受けまし

た。でも受け皿がないです」ということになりかねないかと思うのですけれども、そこら辺の数値目標とかは考えていらっしゃるのでしょうか。

○小澤部会長

これは第6期計画、数値目標ありますよね。よろしくお願いします。

○辻本障害福祉課長

必要数の数え方については6ページの②のところに記載しているのですけれども、入院中の精神障害者の方で地域移行後に共同生活の利用が見込まれる方の数はアンケート等で今、調査をしているところでございます、それに見合う形で、何床必要か。それが区内だけの内容なのかというのは考え方としてはあると思うのですけれども、必要数については障害福祉計画にこれまでも出しているということでございます。

○大場障害福祉サービス担当課長

補足させていただきます。第6期の計画の中でグループホームの居室数というところで、目標値のほうが令和5年度で223と立てていますが、現在200ぐらいあるという状況でありますので、多少少ないものの、乖離しているという状況ではないというところがございます。

ただし今、北垣委員おっしゃいましたように、地域移行で戻ってきたときの受け皿であったり、重度の障害のある方の対応というところは問題となっていますので、そこも含めて検討をしていく、もしくは計画の中に反映させていくという必要もあると考えております。

○小澤部会長

よろしいでしょうか。

グループホームは結構、今度の計画策定に向けては厄介な課題の1つだと思っています。要するに今の重度の話でグループホームのタイプがいろいろあるではないですか。日中支援とか外部何とか型とか色々ありますよね。さらに言うならば、グループホームからさらに自立を促すためのとか、やたら複雑な目標が今度課されるわけですよ。そうだとするとこのグループホームの中身を整理しないと、これは結構厄介な課題だと思いますよね。だから何を整理するのかという話と、さっきの地域移行の話がちょうど相互に影響し合っていて、原因と結果が両方に行きつ戻りつしているから、基本的にはそのあたりをちゃんと整理しないとなかなか計画策定に結びつけるのは大変な話ですよ。その辺り、ぜひグループホームの中身を検討していただく必要があるのかと思います。

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。どうぞ、中村委員。

○中村委員

先ほどの地域生活の継続支援と今回の2番目の入所施設と、それから精神病院等からの地域生活への移行。微妙に関連し合っているという思いがしています。総合支援法で定める国基準のサービスと市区町村事業にも影響してきている話かなと思うのですけれども、中野区の場合は課題も含めて現状をしっかりと把握して、こういう課題があるということを把握しながら、次にどういうことをやっていかなければいけないかということを、計画の中で触れられていると思います。

ただ具体的にやろうと思うと、どうしても財政問題が必ず絡んできます。人材を確保するということについても、足りない部分がかなりあるという課題を持ちつつ、そこに充てようとする、やはりお金がかかってくる話になるのですよね。基本的に入所施設か

ら、それから精神病院から地域に移行するといったときに、なぜそういうことが必要なのかということをしっかり押さえた上で、やはり国の目標、東京都の目標に合わせて、それぞれの地域で組み立てていくということのつながりになっているのですけれども、なぜそういうことが必要なのかということをしっかり押さえていかないと、そこに対する財政をしっかり確保するという、いわゆる覚悟が必要なのだろうと思うのです。そこをしっかり押さえていかないとなかなか計画につながっていかないとこのように思っています。

それから、先ほど小澤部会長からも話がありましたけれど、例えばグループホームも、権利条約の観点から言うと、いわゆる施設というくくりの中で、地域で生活できるようにしなければならない。通所施設等についても、施設でいわゆる就労関係をつくっていくということよりは、企業等に開放していくという基本的な考え方が世界基準で整備されてきていますので、これが国の法律にどんなふうに影響してくるのかは分かりませんが、やはり当事者の方は実際どう思うのか。そのことをどうやって援助していくのかということで、福祉は考えていかなければいけないと思っています。区の障害福祉計画をつくるというのは容易ではないなと改めて思いながら聞いていました。感想めいた話で申し訳ないのですけれど、そんなふうに思いました。

○小澤部会長

ありがとうございました。

今、中村委員のご指摘のとおり、やはり大きな理念の話も、それを目指してどういうふうに考えるかというのと、多分権利条約絡みで昨年の9月ですかね、いわゆる総括所見がなされていて、それも含めて考えると、さっきのグループホームの話で言うと、やはり原則は区内なのではないかというふうに思うのですよね。確かに都内でも都外でもグループホームはグループホームだというのはのですけれど、普通に考えたらやはりそこで、当事者の方が選択権を発効し選べるというのは大事ですよね。だけどやはり都外になってくると通常そういうことは相当難しいので、そう考えたときに中野区として、例えば区内でどういうふうにどのぐらいの重層化を目指すかとか、そういう議論をしていかないと。

いつも僕が気になるのはこの都外施設って、悪いのだけれど権利条約違反も甚だしいとしか思えないのですけれど、それを言うと東京都の委員会でも皆さん知っている話だし周知の事実なので、あまり声を大きくして取り上げることはしていないのですけれど、でも、だからといっていいとは絶対思わないので。

そう考えたときに、中野区の中でどういうふうに対応が可能かという基盤整備をまず前提として、やはり難しいという話であれば、そういうやむを得ない状況もありますというのはあり得ると思うのですよね。なので、そういう方向性はやはりちゃんと示しておいたほうが計画策定らしくていいような気がするのですね。今ご意見いただいて、いろいろな実態があるのはよく分かるのですけれど、やはりこれを前面に出してというのは非常に大事だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

私のほうで引き取ってしまいましたけれど、よろしいでしょうか。事務局の方で、追加で特に何かありますでしょうか。

○辻本障害福祉課長

まず1点目なのですが、なぜ地域へ移行するのか、住み慣れた地域にということと生活を継続するということが倫理的にも望ましいのではないかと。これにつきましては、先ほどの実態調査、障害者の方の意向調査なども行いながら、ニーズを把握しながら検討を続けていく必要があると考えております。

また権利条約ということで、国が一般就労を目指す方向性を打ち出しているというふうに認識しているところでございまして、数値目標を示しながら、指針などでも示しているところでございます。さらに法定雇用率も原則は上げていっている状況がございまして。これにつきまして、障害当事者の方がどうお考えになっているのか。中村委員がご指摘のとおりそれが基本だと思っております、そういったことも踏まえて計画を策定していく必要があるというふうに考えてございます。

また部会長からグループホームの部分の、中野区内ではなかなか難しい状況があるということのご紹介もいただきながら、ただし、方向性はやはり考えていく必要があるということで、ご指摘につきましてごもっともであるというふうに認識してございます。

なかなか都内、区内、かなり土地が高いという現状がございまして、またちょっと外れるかもしれないのですが、国や都の土地を貸してもらえないかなど、様々な機会を捉えて要望などもしているところでございます。さらには、補助制度の充実についても国や都に要望しているところでございまして、できる限りの対策を講じまして、できるだけ身近なところで確保していきたいと考えているところでございます。

○小澤部会長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。1番目も2番目も合わせて。どうぞ、中村委員。

○中村委員

1つは、今の制度そのものによって支援者という人たちの仕事が、実態がどうなっているかということをおっしゃりたいと思うのです。以前、措置の時代から、古くからやっている施設はたくさんあると思うのですけれども、いわゆる就労の場が我々の場合は中心になるのですけれども、仕事の内容がものすごく変わっているのです。要するに、措置の時代は朝集まって今日の仕事はこういうことをやっていこうよ、残業があったら一緒に頑張ろうよということで、ともに働く仲間としてやっていた。それは逆に言うと非常にノーマライゼーションに準じた働き方だなというふうに私は思っているのですけれども。

通所施設でいうと、今の支援員は、前は5時半まで一緒に働いていたのに、利用者は4時で切り上げるのです。なぜかという、1時間半は事務整理をやるのですよ、国保連の請求をやったり、日中活動の記録をつけたり。こういう仕事がものすごく多くなっているのです。これはやはり制度の仕組みそのものが、サービスの、いわゆる福祉の予算として国から出しているという考え方で、利用者が利用していくという、個別配布になったからそういう仕組みになっているのだらうと思うのですけれども。その辺の根本的な法律の見直しということも、区ではどうしようもないのかもしれないのですけれども、我々は根本的に、やはり就労の場であれば一緒に働くということを考えていかなければいけないし、生活の場であれば家族と一緒に、いわゆる家庭で生活できるような環境をつくっていくとか。そういうことをやはり考えていく必要があるのではないかなというのがまず1つです。

それからもう1つは、福祉人材の確保・育成ということで考えると、例えば5年先、10年先、さらに高齢化が進んでいくわけです。そうすると、福祉人材というのはますます不足していく。これは障害分野だけではなくても、不足していくだろうと見込まれるのですけれども、中野区は国際交流が非常に盛んではないですか。例えば人材交流を含めて、国際交流の中から、海外からの人材を確保するというようなことを少し考えていったらどうなのかなと思っています。

私の友人で名古屋に、社会福祉法人があるのですけれども、ベトナムと人事交流の契

約などを結びながら、実際にベトナムの人を雇用に結びつけているという取組をやっているところがあって、実は先日、東京コロニーにベトナムのフエの大学の方たちが見学に来られました。コロニー中野を見学してもらって、就労の場を見ていただいたりしたのですけれども、最後に意見交換する中で、人材を日本で活用するという考え方はありませんかという話をされました。我々としては特に日本人でなければならないという考え方はありませんから、ぜひそれは採用していきたいのだけれども、言葉の壁があるものだから、あと資格の問題とか滞在する年数とか、いわゆるいつまで働けるか。いろいろな壁があるものだから安易に大丈夫ですよとは言いきれないという話をしたのです。こういうことも、少し考えていく必要があるのではないかなと思いました。

○小澤部会長

ありがとうございました。

障害福祉計画策定と考えたときに中野の現状から果たしてどういう絵を描くかという話を根幹に触れてご指摘をしていただきました。ただはっきり言えば課題はもうここに書いてあるとおりで、なかなか結果が伴わないのはそれなりに理由があって、もう根本的な課題を抱え込んでいるという場合もあり得ますので、その意味で今のようなことも含め、それからグループホームもやはり本当は広い意味で居住支援と考えなければいけない政策で、ただ居住支援というと、これは福祉の壁があるのですよね。

最後に付け加えますと、私はたまたま報酬改定チームに入っているので、この前50団体のヒアリングが8月9日に終わったのですね。僕だけ対面で参加したので、もう資料が山ですね、あれはすごい量でした。そこで問題・課題の指摘事項を山のように聞かされて、考えられるのはやはりグループホームから変わってしまうと、家賃補助を受けられないとかそういう指摘事項が山のようにあって。そうなってくると、ちょっとこれは福祉行政の範囲を超えてしまうのです。

本来だったら中野区は、確かに事務局ご指摘のとおり不動産は高いのですけれども、でも物件はいっぱいあるし西武新宿線沿いなどは山ほどあるというのが、私がもともと感じている世界なので、だからキャパシティはあるだろうなという。ただそれをどう活用するかというのは、では福祉計画でやれるかという、それが厄介という感じで、なかなかそのあたりがいつも、本当は居住支援という大きな絵を描いたほうが、こんなに利便性がよくて住み心地のいいまちはあるまいと僕は思うのですよね。そんなことも含めて、本当は計画というのは法律制度に縛られない、本来中野のビジョンをちゃんと出せたらいいとは私も中村委員の意見に賛成なのですが、なかなかそうは言っても結構縛りがいろいろなところにかかっていて、そのあたりをどういうふうにもっと整理するかです。制度でできることと本来は制度以上に考えなければいけないことと、今の人材の話もそうですよね。そんなことが計画の中でうまく書き分けられれば、大変読みごたえのある魅力的な計画になるのではないかなという気がしました。

最後に私の感想的なことで申し訳なかったのですけれども、そんな思いで今期は何とか読んでくれるような計画づくり。なかなか区民は読まないと思うのですよね、私は仕事柄読みますけれど。よろしくお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。私の方で最後に随分引き取りましたけれど。

どうぞ、松田委員。

○松田委員

意見とお願いを1つずつなのですけれども、10ページのところの第6期の成果目標のところでは事例というか参考資料のところに書かれているのですけれども、ぜひこういうのを作る場合に退院した後というのもどうなったのかというのをも追いかけていただい

るといいなと思っています。

名前が書いていないので正確かどうか分からないのですが、僕が思うに、この1番、2番、3番の中で現在既に2名は入院されていると思う。3番目のところの方は、恐らくこれは区内のグループホームではなくて青梅市のグループホームというところで。地域移行とはかけ離れたところに行っていると思います。これはやはり1つ目のところにありました地域生活の継続の部分の課題にもかかってくることだと、課題が見えてくるのではないかなと思っています。その辺もぜひ追いかけていただきたいと思うのが1つ。

2つ目が、このあたりにも入っているのですが、ピアに関することなのです。ピアの活動というのはこれからもどんどん言われてくることだと思うのですが、ぜひ次の計画でもそこを活用していただきたいのが1つと、この10ページが一番上の面的整備みたいなこういった図を出すときに、ぜひピアも入れていただけないかと思っています。どこに入るか分からないのですが、例えば専門的な人材のところにピアスタッフとか入れていただく。何かそんな形で目立つような形にいただけると、すごくピアのスタッフたちも喜ぶのではないかなと思います。

以上です。

○小澤部会長

ありがとうございました。

こういう絵を描くときには、今度の計画などは基幹センターとかいろいろ絵を描く場所はいっぱいありますので、地域支援拠点もそうですけれども。なので、そこには多分ピアというのは、ぜひとも座って出ていただくというのは国の方針にも合致するかと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、波多江委員。

○波多江委員

最後の11ページのところをご覧ください、こちらの事例に挙がっている方たちというのが、生活保護を受けているということで30代、40代の方が記載されております。こういう方は十分就労の可能性があるのですが、私どもの障害者福祉事業団の登録をしていただいて、ゆくゆくは支援していくという人たちになるのかなと思って見ているのですが、差し支えない範囲で教えていただきたいの、30代の若い方の退院先が施設というふうになっています。いわゆる更生施設というのですか、名称が不確実なのですが、都内に何か所かあったような、指導員というか管理人のような方がいらして、複数のそういう病院から退院するとか、いろいろな理由でまだ民間のアパートで、1人で生活がしづらいような人を援助していく施設だったかなと思うのですが、そういうところに退院先として書かれているのかなと思うのですが、そうでなければどういうタイプの施設にお入りになったのかとか。

もう1人の方は40代で入院期間が比較的長くいらして、区外のグループホームということで、ほかの区に移ってしまうということで、ケースワーカーとの縁も切れてしまうのかなとかいう心配もあるのですが、やはり将来に向けての支援の鎖が切れていってしまうのかというのはとても不安かなというところもあり、差し支えない範囲で教えていただきたいなと思います。

○小澤部会長

ありがとうございます。

これはご質問ですので、事務局いかがでしょうか。

○辻本障害福祉課長

今、資料としては更生施設に入られたということで、詳細は生活援護課の所管なので、資料がないといったことをございます。

○小澤部会長

よろしいでしょうか。

先ほどの松田委員もそうなのですけれど、やはりフォローを、今日は別に構いませんけれど、その後の地域生活の話も含めて情報があるとよりありがたいということです。ぜひともそういう情報がありましたらまた報告があればありがたいというふうに思います。もちろんプライバシーに触れない範囲で一般論的なご報告でも結構ですけれど、よろしく願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

この会議後、多分今日の議題は資料をお読みになればなるほど色々のご意見やご質問がありそうな議題ですので、この後、もしお気づきのことがあったり、改めて読み直してみると、こういうことを事務局にお伝えしたいということがあれば、これは事務局のほうに意見とかご質問をお寄せするのは大丈夫ですよ。

では、そのような扱いをしたいと思いますが、この場ではよろしいですか。

そうしましたら今日はこの2つの議題で、この2ついずれもやはりなかなか一筋縄でいかない。あくまでこれは第6期の総括なので、一応事実確認ということと、もう1つは、やはりその背景は一体何だろうというのはどうしても出てくるところが多々ありますので、そのことを含めて第6期の総括に関しては、まとめを事務局のほうにお願いしたいと思います。

今後、次の第7期の計画策定が今年度のこの部会に課された大きな課題ですので、第7期になりますとまた国のほうの策定指針が、一応大枠は示されておりまして、それに沿ってこの第6期で積み残した話を第7期にどう反映させるかということが出てくるかと思います。今後の計画策定の中で、今日の議論は結構関係が深い議論が多いので、第7期の計画に向けてさらに検討をしていく必要があるかと思いますので、ぜひともこの6期のまとめと、第7期に向けてというのが次回以降大きなテーマになりますのでよろしく願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

私からは以上なのですが、委員の皆さんのほうからの「その他事項」はございますでしょうか。もし何かPRすべきこととか何か行事がありますとかいうことがあれば出していただくのもこの会議、そういう機会でもあります。特になければ以上をもって本日の会議は用意した議題全部終了になります。

次回は次第の下に書いてあります9月7日ということをございまして、9月7日の議題に関しましては事務局一言何かございますでしょうか。これが第6期の総括みたいな、そのような形でよろしいでしょうか。

○辻本障害福祉課長

これまで様々ご意見をいただきまして、そのまとめということで、資料を用意しているところをございます。

○小澤部会長

この後、9月にはまとめという流れなのですが、実はこのまとめが次の第7期の障害福祉計画にどう反映させるかという話とつながっていきますので、ぜひとも次回また、

いろんな角度でご意見をいただく必要があるかと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、本日はここまでにしたいと思ひます。どうもご協力ありがとうございました。

——了——